

## 千葉県議会規則第 号

### 千葉県議会会議規則の一部を改正する規則

千葉県議会会議規則（昭和42年千葉県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「疾病、出産その他の事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に、「定刻」を「開議時刻」に改め、同条に次の1項を加える。

2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第50条第4項中「欠席したとき、」を「欠席したとき」に、「発言しないとき、」を「発言しないとき」に改める。

第54条第2項中「認めるときは、」を「認めるときは」に改める。

第80条中「疾病、出産その他の事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条に次の1項を加える。

2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

第102条第1項中「記録は」を「記録は、」に改める。

第105条第1項中「発言はすべて、」を「発言は、すべて」に改める。

第107条中「委員長が、」を「委員長が」に改める。

第127条第2項中「議員は」を「議員は、」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~

## 議 案 説 明

女性をはじめ多様な人材の議会への参画を促進する環境整備の一環として、議員として活動するに当たっての制約要因の解消に資するため、本会議及び委員会の欠席事由として、新たに育児、看護、介護及び配偶者の出産補助等を明示するとともに、出産に伴う欠席期間を定めるほか、規定の整備を図るため、規則の一部を改正しようとするものであります。